

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
延滞債権回収業務(延滞3年以上8年未満)委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H24.8.1	エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社 東京都中野区本町2-46-1	本件企画競争による公募において、2者から提出された企画提案書について、企画提案審査会を行った結果、最も評価が高い企画提案書を特定し、当該企画提案書の提出事業者を契約予定者として見積り合わせを実施した結果、予定価格の範囲内であったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	170,273,040	-	0				企画競争
2012年度日本留学フェア(ベトナム、ハノイ・ホーチミン)の認可申請等、広報及び人員手配に係る業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H24.8.7	ベトナム元留学生協会(JAV) 105A QUAN THANH, HANOI, VIETNAM	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日・ベトナム双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	2,384,000	-	0				競争性のない随意契約
2013年度日本留学フェア(大学間交流促進プログラム:北米)の実施に係る展示スペース等の申込	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H24.8.23	NAFSA: Association of International Educators 1307 New York Ave. NW 8th Floor, Washington, DC 20005	本フェアの主催者であるNAFSAが運営を行っており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	3,297,024	-	0				競争性のない随意契約
平成24年度日本留学フェア(国際教育展:マレーシア、クアラルンプール)の実施に係る業務委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H24.8.28	マレーシア元留日学生協会(JAGAM) No. 88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor, MALAYSIA	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日・マレーシア双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため。	-	1,154,853	-	0				競争性のない随意契約
2012日本留学フェア(国際教育展:マレーシア)の実施に係る展示スペース等の申込	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H24.8.31	Facon Exhibitions Sdn. Bhd. No. 10B, Jalan Desa Jaya Taman Desa 58100 Kuala Lumpur, Malaysia	本フェアの主催者であるFacon Exhibitions Sdn. Bhd.が運営を行っており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。	-	4,985,329	-	0				競争性のない随意契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。